

2022年6月

お客様各位

「未利用口座管理手数料」の新設に伴う関連規定の改定について

先般ご案内のとおり、当金庫では6月1日より「未利用口座管理手数料」を新設しております。新設に伴い、関連規定を下記のとおり改定いたしましたので、ご案内申し上げます。

記

改定内容（新設箇所のみ抜粋）

「普通預金規定」15.	共 通
「決済用普通預金規定」15.	
「総合口座取引規定」17.	
<b>(未利用口座管理手数料)</b> (1) 2022年6月1日以降、最後の預け入れまたは払い戻しから2年以上、一度もお取引（決算利息の組み入れおよび未利用口座管理手数料引落しを除く）をされていない普通預金口座は、未利用口座となります。ただし、同一お取引店で他のお取引がある場合（定期性預金、融資取引、投信信託、国債等）、または、口座名義人が18歳未満の場合は未利用口座対象外となります。 (2) 預金口座が未利用口座となり、残高が10,000円未満の場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面を郵送致します。発送から3か月経過後もご利用がないときは当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。 (3) 当金庫はこの預金口座から預金払戻請求書等によらずに、当金庫所定の方法により未利用口座管理手数料を引落します。また、引落後の未利用口座管理手数料の返却はしません。 (4) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料金額に満たない場合、当金庫は預金口座残高をもって未利用口座管理手数料の一部として充当し、預金者に通知することなくこの預金口座を解約できるものとします。 (5) 解約後の口座の再利用はできません。 (6) 盗難・紛失等により利用が停止された口座も対象となります。 改定日 2022年6月1日	

以上



室蘭信用金庫

八二二八一〇四三六九